

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	大谷地区 (大 谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 1月19日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・大谷地区の農地所有者の年齢層は70代以上が大半を占め、計画区域内耕作者も70才以上が農地利用を行っている現状であり後継者・担い手の確保が課題となっている。

・作付は水稻・野菜等となっており新規作物栽培の検討が課題。

・担い手による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区は山間部の集落で圃場整備を実施した箇所であり水稻及び野菜を主要作物としつつ、畑作物の作付により収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。

・地域の維持、活性化の観点から、現在担い手となっている農家を地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を今後進める検討を行い、担い手への集積を協議する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を勘案し段階的に集約を進めることを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約30年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。また、水利施設等については、地域が受益者と連携し適期に補修を行うなど計画的な維持管理に努める
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では1名の認定農業者が区域の農地の28%を耕作しているため、担い手と調整を図りながら担い手の後継者育成に協力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、サービス事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を担い手・集落一体となって取り組む。